

2018年7月26日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## ホンジュラス、 2016年1月1日に制定された 恩赦プログラムを更新

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

ホンジュラスは、2018年5月2日に、公式官報に政令番号129-2017を公布し、最初に2016年1月1日に制定された恩赦プログラム内容を更新しました。また政令では、納税者の恩赦プログラムの申し込み期日に2017年12月31日から2018年5月31日までに期限を延長しています。

一般的に、恩赦では、2017年12月31日までに発生した納税申告書(毎月、四半期、毎年など)及び情報申告書、並びに修正申告書の提出について罰金、割増及び利息なしで提出可能という内容です。

恩赦による税務上の効力は、2013年、2014年、2015年、2016年及び2017年(恩赦期間)が該当年となり、関税に関しては2014年、2015年、2016及び2017年度が対象となっています。

また、恩赦該当期間のうち、申告された一番高い総所得の1.5%を税務当局に支払うことにより、税務当局から当該期間の確定承認を得ることができます。

納税者は、この1.5%の支払いを行うためには、税務当局(並びに関税に関しては当該関税当局)に請求を提出し、証明書又は承認印鑑を取得する必要があります。納税者が1.5%を支払った場合には、税務当局(及び関税当局)は、恩赦期間に含まれる課税年度の税務調査を実行することができなくなります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

ラウル・モレノ

パートナー

raul.moreno@jp.ey.com

## EY米国

森本 琢也

シニアマネージャー

tak.morimoto@ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180726

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)